

博士學位論文

内容の要旨
および
審査結果の要旨

第 16 号

2017年9月

熊本学園大学

は し が き

本号は、学位規則（昭和 28 年 4 月 1 日文部省令第 9 号）第 8 条による公表を目的とし、平成 29 年 9 月 21 日に本学において博士の学位を授与した者の論文内容の要旨および論文審査結果の要旨を収録したものである。

学位記番号に付した甲は、学位規則第 4 条第 1 項（いわゆる課程博士）によるものであり、乙は同条第 2 項（いわゆる論文博士）によるものである。

目 次

報告番号	学位記番号	学位の種類	氏 名	論 文 題 目	頁
甲第 54 号	博 (甲) 商 第 13 号	博士(商学)	畠 山 直	転機を迎えた商業まちづくり政策 －2014 年の立地適正化計画制度の創設 を踏まえて－	1
甲第 55 号	博 (甲) 経 済 第 9 号	博士(経済学)	木下 俊和	ラオスの開発状況と成果および課題に 関する研究 ～後発開発途上国からの卒業について の展望～	12
甲第 56 号	博 (甲) 文 学 第 5 号	博士(文学)	渡 邊 正隆	英語学習動機づけに関わる教師要因 －高校の現場から－	20

氏名（本籍）	畠山 直（熊本県）
学位の種類	博士（商学）
学位記番号	博（甲）商 第13号
学位授与の日付	平成29年9月21日
学位授与の要件	学位規則第20条第1項該当
学位論文題目	転機を迎えた商業まちづくり政策 －2014年の立地適正化計画制度の創設を踏まえて－
論文審査委員	（主査） 熊本学園大学教授 出家 健治 （副査） 熊本学園大学教授 吉村 純一 （副査） 熊本学園大学教授 波積 真理 （副査） 元熊本学園大学教授 宇野 史郎

内容の要旨

2014年、中心市街地活性化法（中活法）の改正が行われた。中活法は、大規模小売店舗立地法、都市計画法とあわせた、いわゆる「まちづくり3法」のひとつとして1998年に制定された法律であり、この法改正は2006年に続いて2度目となる。

中活法は、市町村が都心の活性化を図るために行う事業に対して国が認定・支援する制度（中活制度）を規定した法律である。同法は、当初は商業活性化を軸にした中心市街地再生の取り組みを主たる支援対象とするものであったが、2006年の法改正でまちなか居住や都市福利施設整備などの分野にその対象が拡大され、それによって都市基盤整備の支援制度としての色彩が強い内容となった。ただし、現在においても、中活法は流通政策の流れをくむ法制度として位置づけられるとともに、上記のような内容を備えていることから、単一の中心市街地へ様々な都市機能の集約を図る「単心型コンパクトシティ制度」として定義される。

一方、この中活法再改正と同年に、改正都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画制度（立適制度）が創設された。同制度は、都市内に複数の地域拠点を設定し、その各所へ様々な都市機能を誘導するとともに、そうした各拠点間のアクセス性を公共交通網の整備によって確保するという内容であり、従来の中活制度と対比して「多極ネットワーク型コンパクトシティ制度」として示されるものである。

この立適制度は人口減少によって縮退する地域社会への対応を「攻めの姿勢」で図るという政府方針の下に整備されたもので、土地利用の観点を重要視する内容となっていることが特徴である。また都市計画法と密接に関連し、土地計画制度としての役割を基調としながら、行政区内の複数の地域拠点に向けて商業や医療・福祉などの都市機能の集約・配置を推進するものであり、なによりも流通政策の系譜とは異なる由来を持った法制度である。

さてこのように、現在のわが国では、従来の単心型の中活制度と新設の多極型の立適制度という異なるコンパクトシティ制度が並立している状況にある。そして、この両制度の活用をめぐる自治体の動きとしては、後発制度である立適計画の策定に取り組む市町村が非常に早いペースで増加しつつある一方で、中活制度に取り組む市町村数については伸び悩み、ないしは減少傾向がみられるなど、極めて対照的な状況となっている。

以上の政策動向、特にこの“中活離れ”ともいうべき自治体の動きを、ここまで概観してきたことを踏まえつつみるならば、わが国の流通政策は現在大きな局面を迎えつつあるということが指摘できるだろう。本研究ではこうした問題意識に基づくとともに、宇野 [2012] による商業施設の適正配置に関する議論を論考の基盤として据えながら、この中活と立適の2つの制度に焦点をあて、渡辺 [2014] が提示する「商業まちづくり政策」の観点からそれぞれの法制度の整備にいたる政策過程や枠組み等に関する検証を行った。

本論文の本編は4つの章から構成される。それぞれの概要は以下のとおりである。まず、本稿の導入部分として位置づけた第1章「商業まちづくり政策の展開と評価—中心市街地活性化法の制定・改正・再改正をとおして」では、1990年代後半以降のわが国の商業まちづくり政策において基底をなす役割を担ってきた中活法に主として焦点をあてながら、その立法段階から2014年の再改正にいたる流れを確認するとともに、それぞれの法制度の枠組みについてくわしく検証した。

次に、第2章「転機を迎えた商業まちづくり政策—2014年改正中心市街地活性化法に関する検証をとおして」では、前章で行った2014年中活法に関する考察が2次データ等に依拠したものであったことを踏まえ、実態調査を基にこれらの検証を行うことの必要性について提起した上で九州および中国地区の計12の中活認定自治体へのヒアリング調査を行い、本調査から得られた知見に基づきながら同法による効果と課題とを明らかにした。

続く第3章「立地適正化計画制度における地域商業の位置づけに関する考察—わが国のコンパクトシティ政策の変遷をとおして」では、2014年に創設された改正都市再生特別措置法に基づく立適制度に関する検証を行い、その期待される実効性について考察した。その上で、同制度においては、流通政策の位置づけや地域商業の捉え方に着目した場合、非常に重大な懸念がみられるということを指摘した。

最後に、第4章「まちづくり会社の現状と支援制度に関する考察－民間中心市街地商業活性化事業に基づく投資支援制度に着目して」では、わが国の中心市街地活性化の取り組みにおける重要主体であるまちづくり会社について、組織設立時の根拠となった法制度の新旧によってそれらを分類しながら、それぞれの組織を取り巻く現状と課題について分析するとともに、2014年の中活法改正で新設されたまちづくり会社を対象とする投資支援制度を中心として取り上げ、今後の同制度の活用をめぐる課題を抽出した。

以上の議論をとおして、本稿では次の3点を明らかにした。第1は、2014年の中活法再改正、および立適制度の整備によって大きなターニングポイントを迎えることとなった商業まちづくり政策の現在地である。具体的には、この2つの法制度の整備後、小規模自治体においては中活法再改正に基づく「裾野拡大」による効果も相まって中活制度に対する期待の高さがみられるものの、その一方で一定規模以上の自治体においてはそうした同制度への期待感や取り組む意欲が減退しつつあることを実態調査に基づきながらつまびらかにしたこと、そして、こうした中活制度をめぐる市町村の動向について、その一因が立適制度の導入によるものであることを描き出したことである。

第2は、この立適制度をめぐる流通政策サイドからの懸念である。すなわち、同制度は様々な政策分野にわたって細やかな将来予測を要するものであることなど、今後の縮退社会への対応として高い政策効果が期待されるものであるが、現状のその枠組みにおいては商業の視点が十分に反映されていないという問題点があることを指摘した。これを踏まえ、同制度をめぐるのは地域経済のなかで地域商業が果たす役割や有効性について再評価し、これを政策的に埋め込む必要があるということ提起した。

第3は、まちづくり会社をめぐる課題と支援制度の問題点である。ここでは、特に2006年中活法改正以後に設立された団体について、資本金を極端に抑制して立ち上げられたケースが多いこと、そしてそのことに起因した数多くの問題を複合的に抱える傾向がみられることを明らかにした。また、2014年改正中活法に基づき新設されたまちづくり会社を対象とする投資支援制度について、制度の周知不足や配当をめぐる運用面での課題があることを指摘した。

以上のとおり、本研究において展開した議論はわが国の商業まちづくり政策について制度論の側面からアプローチを試みたものであった。そして、今回取り上げた中活制度や立適制度をめぐるのは、同様の問題意識や分析枠組みの下に今後も取り組んでいくべきテーマであると考えている。

ただし、まちづくり会社をめぐる研究については、制度論からのアプローチもさることながら、今後は組織の取り組みや民間主体の参画のあり方などにより焦点をあてる必要がある

だろう。すなわち、エリア価値の向上といったまちづくり会社に本来求められる役割について構想するとき、その組織運営や事業活動をめぐっては多数の市民や地元企業などの参画によって推進されることがその目指すべきひとつの方向性であり、またそうした点に着目した研究を行う場合においてはソーシャル・キャピタルの概念をはじめ、地域主体間の紐帯のあり方を重視した異なる分析枠組みが必要と考えるからである。この点については、今後残された筆者の研究課題として示しておきたい。

審査結果の要旨

(論文の主題)

今日、多くの地方都市において進展している中心市街地の空洞化の対応問題について政策過程を検証し、そこで展開されてきた中心市街地活性化法ならびに事業を分析、検討してきた。さらに 2006 年の改正中心市街地活性化法と事業を検討し、この改正がこれまでの商業まちづくり政策の商店街活性化だけでなく、あらたな都市基盤整備支援制度という色合いの強いものが加わり、とりわけ人口の減縮時代をにらんで「単心型コンパクトシティ」を想定したものとなっていることを明らかにした。

そしてこれらの検討を通して、流通政策には都市計画上の適正立地が必要であると強調する宇野史郎の理論見解のもつ意義は大きいと理解し、その見解を念頭において 2014 年の中心市街地活性化法の再改正と、同年に創設された改正都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画制度の双方を検討し、それらが都市計画基盤整備の側面をより強調した「多極ネットワーク型コンパクトシティ制度」を想定したものであること明らかにし、現時点ではこれらの流通政策・商業まちづくり政策にかかわる法制度の方向がしだいにこれまでの流通政策・商業まちづくり政策の本流と外れて、都市政策の方向に大きく変わっていく局面にあると主張した内容の論文である。(A4、95 頁、14 万 2214 字、参考文献 131 冊)

(論文の概要)

本論文の構成は以下の内容項目によって構成されている。

序章 本研究の目的と構成

第 1 章 商業まちづくり政策の展開と評価—中心市街地活性化の制定・改正・再改正をと
おして

第 2 章 転機を迎えた商業まちづくり政策—2014 年改正中心市街地活性化法に関する検
証をとおして

第3章 立地適正化計画制度における地域商業の位置づけに関する考察—わが国のコンパクトシティ政策の変遷をとおして

第4章 まちづくり会社の現状と支援制度に関する考察—民間中心市街地商業活性化事業に基づく投資支援制度に着目して

終章 本研究のまとめと今後の課題

以上が論構成である。

つぎに本論文の各章の概要を説明すると以下ようになる。

まず、序章では「本研究の目的と構成」について論じている。

商店街活性化がまちづくりに関わっているという状況をふまえて商業まちづくりの政策の法制度研究を考察することを目的とし、望ましい法制度内容のあり方を模索するために中心市街地活性化法、立地適正化計画制度、まちづくり会社の支援制度の内容を詳細に検討しているのが本論文の特徴である。

ここでは、商業まちづくり政策がまちづくりと連動した商業・商店街活性化である必要があり、そのためには都市計画によるゾーニングの考え方や適正な立地規制の必要性、さらに主体たるまちづくり会社の役割の重要性があるという基本的な視点に立って、望ましい商業まちづくり政策のあり方や制度的なあり方を模索することを目的としている。

まず「まちづくり3法」の一つである中心市街地活性化法に視点をおいて同法の制度的な内容ならびにその改正内容を詳細に検討し、同法の制度的内容が変質していることを指摘する。成立した同法が大店立地法、都市計画法と合わせた法の一つであることを念頭においてその内容の検討をおこなう。さらに2006年の改正をとおして同法が「商業まちづくりの活性化支援」から「まちなか居住や都市福祉施設整備支援」を加える形で拡大されることによって、次第に都市政策サイドの「都市基盤整備の支援策」に色濃く変質していくことを明らかにする。

さらに2016年の改正では前の改正で設定されていた「単心型の中心市街地都市機能集約型コンパクトシティ制度」構想が、人口減少による縮減社会への対応として都市内の複数の地域拠点の設定、さまざまな都市機能の誘導やさらに各拠点のアクセスを考慮した公共ネットワークの整備を配慮した「多極型ネットワーク型コンパクトシティ制度」構想になり、「立地適正化計画制度」の必要性を感じるものの、都市政策型の都市計画基盤整備支援策の色彩がつよく、商業まちづくりの本流であった流通政策の系譜から離れた内容のものに変質し、商業まちづくりの基底である中心市街地活性化から外れつつあること、そこから政策的に自治体の「中心市街地活性化政策離れ」の動きを踏まえたときに、わが国の流通政策・商業まちづくり政策は大きな局面を迎えていることを指摘している。

またまちづくりの主体となっているまちづくり会社の現状、さらに制度的支援策においては期待されるものの十分ではなく、使い勝手の悪い内容であることを指摘し、今後における問題点を明らかにしている。

本論文はこれらの検討を通して、流通政策の商業まちづくり政策が現時点において質的に大きく変わりつつある局面(転換点)にあることを指摘し、望ましい流通政策・商業まちづくり政策から大きく外れつつあると警鐘を鳴らしているのが特徴である。

第1章では「商業まちづくり政策の展開と評価—中心市街地活性化の制定・改正・再改正をとおして」というタイトルで、まず大規模小売店舗法の廃止によって新たに大規模小売店立地法、改正都市計画法、中心市街地活性化法の「まちづくり3法」が制定されたのをうけて、商業まちづくり政策の基底となる中心市街地活性化法に焦点をあてて、その立法段階から2014年までの改正の流れを、渡辺達朗の研究成果を踏まえつつ検証している。

そこではまず法制度の内容を検討し、問題点を明らかにして改正されていく過程を押さえ、改正されていった根拠を明示し、改正後もその内容をきちんと押さえ、改正されたにもかかわらずその法制度が中心市街地の活性化において十分に機能していないことを明らかにして、その問題点を指摘している。

その主な点は、具体的な数値目標を設定し、実行可能な具体的事業設定ということから①エントリー自治体が極端に減少したこと、また②認定され事業支援されたこの少数の自治体においても事業効果があまり見られなかったという指摘である。その理由を、前者は活性化の事業分野が2分野から4分野に拡張され、そのすべてに新規事業を盛り込むという計画申請が必要とされたことなどにより認定要件のハードルがあがったこと、後者は都市中心部への民間資本投資が促進されず、逆にそれらが郊外やロードサイドに展開されたことが主要因であると説明している。

そのような状況下でその問題の解消を図るために2016年に再改正されたが、いまのところこの再改正について言及した研究者がいなことに着目して、この内容を検討している。

再改正は①制度利用の「裾野拡大」と②中心市街地への「重点支援」という2本柱からなり、その内容を検討した結果、都市計画サイドの支援という方向が強まり、かなりの問題を含んだ改正であること、つまり流通政策、商業まちづくり政策とは内容において本流からかけ離れて行きつつあることを、統計資料(二次データ)を駆使しながら検証している。

第2章では「転機を迎えた商業まちづくり政策—2014年改正中心市街地活性化法に関する検証をとおして」というタイトルで、再改正の中心市街地活性化法が本来の流通政策、商業まちづくり政策からかけ離れてきていることをうけて、実態調査をもとに検証し、同再改正法の効果と課題について明らかにしつつ、前章の結論が妥当であることを指摘して、新た

に抜本的な改正が必要であることを結論づけている。

また改正法は立地適正化計画制度への移行を示唆していると指摘する。そのことは同再改正法が中心市街地活性化から都市再生に向けた方向に舵を切り、中心市街地のみへの集約をめざす「単心型コンパクトシティ」の中心市街地活性化とは異なり、人口減少時代をにらみ、郊外から都市へのコンパクト化が都市全体の「都市再生」の観点に立ち、都市内に複数の地域拠点の設定や、そこへの居住や各種の都市機能の誘導、さらにそれらの拠点間のアクセスを確保するための公共交通網の整備といったことをはかるといふ都政政策型の「多極ネットワーク型コンパクトシティ」へ考え方が大きく変わったことを指摘する。その視点から立地適正化計画制度が創設されたと主張する。つまり、再改正法のその考え方の中核をなすのが「改正都市再生特別処置法」(2014年8月)であり、それに基づいて創設されたのが立地適正化計画という支援制度であるといつてその内容の変質を指摘する。

筆者は最後に、これまでの商業まちづくり政策が土地利用と商業の関係が一体のものとして議論されてきていると理解しているところから、適正な立地政策は理論上において重要であり、必要であるという観点に立っているゆえに「立地適正化計画制度」に着目することは意味のあることであり、そこから検討の対象として取り上げることを主張し、またそのような観点から重要であると思われるこの法制度について研究が充分おこなわれていないということもあって、その制度内容を詳細に検討することは意義があると考えるところからこれを検討対象として取り上げることを主張した。

この「立地適正化計画制度」についてはある程度の問題点を考察しつつも、そのような理由からもっと深く丁寧に検討する必要があると指摘してこの章は終わっている。

それで第3章では第2章の最後の叙述を受けて「立地適正化計画制度における地域商業の位置づけに関する考察—わが国のコンパクトシティ政策の変遷をとおして」というタイトルで、「立地適正化計画制度」の詳細な検討をしている。

筆者にとっては、これが地域商業の活性化に適応できる制度的な内容のものであるかどうかというところに視点をおいて考察をし、検証をしている。そこでの結論は残念ながら、検証をとおして、この法制度はこの制度の計画の基盤となる都市計画や土地利用計画が重要視されて、地域商業、商業まちづくり政策、中心市街地活性化の視点は後方に追いやられていることを指摘する。

ここではコンパクトシティの理念の検討からはじまり、コンパクトシティ研究をサーベイしながら当初は中心市街地活性化を念頭においた「単心型コンパクトシティ」であったことを明らかにし、それが次第に都市政策の「多極型・多極ネットワーク型コンパクトシティ」論へと移っていったことを指摘する。そしてその延長線上において「立地適正化計画制度」

の創設へといたる過程を明らかにして、そこではとくにその政策転換に学界のトレンドの変化が少なからず影響を与えたと主張する。

その学界のトレンドを次のように説明する。それは中心市街地活性化法を支えていた「単心型コンパクトシティ」論の限界の指摘の顕在化であった。それを一言でいえば一カ所の中心市街地に人口あるいはさまざまな都市機能を集約することの難しさであった。そこからその問題を受けて実際の社会に適応可能な方向へ議論が模索され、そこで提示されたのが「多極型コンパクトシティ」という集約モデル構想であったという。

和田夏子・大野秀敏の「多心シナリオによるコンパクトシティ論」を端緒に社会動態に着目した実態調査がおこなわれ、その考え方が補強され始め、さらに響庭伸が都市縮小モデルと都市機能モデルが「中心部＋ゾーン」ではなくランダムな動きを取ることにとって一極集中的に中心部に収まらないことを指摘し、ランダムな動きから中心部ではなく都市全体の視点が必要であると主張して「全体×レイヤーモデル概念」を提唱して、「単心型」から「多極型」への移行を主張した。

筆者はこれらの研究の流れが中心市街地ではなく都市全体に視点を移していく要因になったと主張し、「単心型コンパクトシティ論」は「多極型コンパクトシティ論」へと移っていき、この理論的な動きと呼応するように再改正の内容と「立地適正化計画制度」が連動したと指摘するのである。

そしていうまでもなく再改正の法制度が商業まちづくり政策から離れて都市政策の方向へいく要因になったと主張する。

第4章では「まちづくり会社の現状と支援制度に関する考察—民間中心市街地商業活性化事業に基づく投資支援制度に着目して」というタイトルで、中心市街地活性化の取り組みの事業主体であるまちづくり会社の投資支援する制度について検討している。

ここではまずまちづくり会社の展開と意義を検討しながら、中心市街地活性化の事業展開においては主体たるまちづくり会社が必要であり、その現状と支援制度のあり方を検証して問題点を指摘する。

2006年の改正以降は中心市街地活性化法の推進主体は協議会であり、まちづくり会社はその構成要因の一つという位置づけであったが、その位置づけの割には実質的な事業の取り組み主体ということで期待は大きなものになっていった。まちづくり会社が2006年以降の協議会の必須構成要因として法律上明文化されたことからもうかがえるという。

そこから設立時期別にまちづくり会社の現状と課題を追いかけ、時期をへるにつれてまちづくり会社があるべき理念とはかけ離れて形骸化していることを検証して論じている。

さらにこれらの問題に対して2014年の再改正ではその解消が図られることになったとい

う。そのために設立されたのが新たな2つの支援事業制度である。それは「特定民間中心市街地経済活力向上事業制度」と「民間中心市街地商業活性化事業に基づく投資支援制度」の2つの支援事業制度であることを指摘し、それぞれ支援事業制度と支援内容を考察する。

なかでもまちづくり会社の重要性を鑑みてその投資支援制度に視点を移して検討し、この制度はまちづくり会社において生じるさまざまな問題に対して、現時点で問題点はあるものの、期待される内容のものであると指摘し、今後の同制度の活用をめぐる課題としてそれを抽出している。

最後の終章では「本研究のまとめと今後の課題」をまとめている。

①2014年の再改正の中心市街地活性化法および立地適正化計画制度の整備によって商業まちづくり政策は大きなターニングポイントを迎えたということである。そのターニングポイントは商業まちづくり政策から離れて行きつつあるという点である。その一因が立地適正化計画制度であると指摘する。

②この立地適正化計画制度は都市計画サイドの視点が強まり、現状の枠組みでは商業の視点が十分に反映されていないという点である。それを踏まえた上で地域経済のなかで地域商業が果たす役割や有効性を再評価してこれを政策的に埋め込む必要があると提起する。

③まちづくり会社をめぐる課題と支援制度の問題である。問題点はあるものの期待されるものであると評価し、今後、この制度の周知不足や配当をめぐる運用面の課題をクリアする必要があることを指摘した。

以上が論文の「まとめ」であるが、さらに最後に今後の研究についても論じている。本研究が法制度論のアプローチであったが、今後は組織の取り組みや民間の主体の参画のあり方などに焦点をあてる必要があるという。そして理論的にはソーシャルキャピタルの研究の重要性、さらにそこから地域の所得循環を考慮した上で地域主体間の紐帯のあり方を重視した分析枠組みなど考える必要があると考えている。

(論文の評価)

本論文は商業まちづくり政策の法制度研究である。そのことからこの内容が法制度の解釈に力点をおいた内容の論文であると表面的に理解ないし評価することは正しくない。

たしかに本研究は商業まちづくり政策に関連する法制度に視点をおいて詳細な研究をしているし、もともと法学部出身ということもあって法制度に興味を持ち、そこに研究視点をおいたことからそのような理解や評価がおきることは容易に想像できる。

しかし、本研究は、商業まちづくり政策がまちづくりと連動した商業・商店街活性化である必要があり、そのためには都市計画によるゾーンニングの考え方や適正な立地規制の必要

性、さらに主体たるまちづくり会社の役割の重要性があるという理論的な理解の上で、その基本的な視点に立って、望ましい商業まちづくり政策のあり方・制度的なあり方を模索しようとする問題意識から、宇野史郎による商業施設の適正配置に関する論稿の考え方をベースに中心市街地活性化制度と立地適正化計画制度に焦点を当てて、渡辺達朗が提示する「商業まちづくり政策」の観点からそれぞれの法整備にいたる政策過程や枠組みに関する検証を詳細に行ったうえで、効果的な法制度の整備はどうあるべきかを追求してきた。

だからその法制度の研究は、こうした理論的な問題意識と理論的な裏打ちを背景にして法制度の効果や問題点を検証しているという点で単なる法制度研究ではない。また理論的な内容に基づく叙述が多く書かれており、そこから商業まちづくり政策の望ましい理論的な方向性を模索する過程を踏まえた法制度研究であると指摘することができ、その点で理論的な視点と法制度のあり方を連動した法制度研究であることを指摘しておきたい。まさにそれ故にこの法制度研究が高い評価を与えられるものであるといえるのである。

また本研究は商業まちづくり政策の法制度研究においてまだ誰も手をつけていない領域に踏み込んで果敢に挑戦し、その成果においてオリジナル性が発揮されているという点でも内容において高く評価でき、また今後、この研究業績が先駆性をもつという点において社会的にも高く評価されるものになるであろうと推定できる。

さらに本論文のいくつかは、本論文の構成上の問題からタイトルを修正しているゆえに厳密にはタイトル表現が違っているけれども、すでに査読論文として掲載されたものである。本論文の第1章は「商業まちづくり政策の展開と評価—中心市街地活性化法の制定・改正・再改正をとおして」『熊本学園商学論集』(熊本学園大学)(2017)、第2章は「転機を迎えた商業まちづくり政策—2014改正中心市街地活性化法に関する検証をとおして」『流通』(日本流通学会誌)(2017)、第3章は「立地適正化計画制度における地域商業の位置づけに関する考察—コンパクトシティ政策の変遷をとおして」『熊本学園商学論集』(熊本学園大学)(2017)というようにである。

さらに第2章は2016年に学会で報告をし、その内容について社会的に問うている。このようにこの論稿の主たる部分はすでに社会的に評価されたものであることも付け加えておきたい。

以上から、審査員一同は、本論文を査読の上、博士論文として十分に学位を与えるにふさわしいものであると結論に達したことをここに報告をする。

学位論文審査委員

主査	熊本学園大学教授	出家 健治
副査	熊本学園大学教授	吉村 純一
副査	熊本学園大学教授	波積 真理
副査	元熊本学園大学教授	宇野 史郎

氏名（本籍）	木下 俊和（熊本県）	
学位の種類	博士（経済学）	
学位記番号	博（甲）経済 第9号	
学位授与の日付	平成29年9月21日	
学位授与の要件	学位規則第20条第1項該当	
学位論文題目	ラオスの開発状況と成果および課題に関する研究 ～後発開発途上国からの卒業についての展望～	
論文審査委員	（主査）	熊本学園大学教授 マンダ・マンガ・ルイン
	（副査）	熊本学園大学教授 田中 利彦
	（副査）	熊本学園大学教授 山内 良一

内容の要旨

本論文の題目は「ラオスの開発状況と成果および課題に関する研究～後発開発途上国からの卒業についての展望～」である。その目的は、ラオスの開発状況と成果について考察することにより、ラオスが抱える開発課題を明らかにし、解決策を提示することである。また、ラオスが目下の国家最優先目標として掲げる後発開発途上国からの卒業に対する展望を検討することである。

ラオスは、インドシナ半島の中心に位置する国で、多民族国家の一つである。インドシナ半島は、多くの少数民族が焼畑農業に従事し、移動を繰り返しながら伝統的な生活を送ってきた地域であり、今日を生きるために農業と狩猟採集生活を中心とした生活をしてきた。競争よりも共存を優先してきた人々であったが、フランス保護領となって以降の近代化による環境変化、第2次世界大戦から内戦を経て、1975年に社会主義計画経済国家となり、その後1986年に市場経済導入により移行経済国家となった。現在ラオスは、後発開発途上国からの卒業を目指して経済、社会の開発を推進している。複雑な政治的文化的背景を有するラオスの移行経済下における国家開発は、開発経済学の研究課題として興味深いことから研究事例として取り上げた。また、筆者は国際協力機構(JICA)の派遣専門家として技術プロジェクトへの参加を通じて、ラオスに2年間の長期滞在をする機会を得た。その間にラオスで生活し、プロジェクトを通じてラオスの公的機関および農村の人々と深い関わりを得た。その

中で、ラオスの経済・社会・文化に触れることで内陸国というハンディを克服し、高い経済成長率を維持している現状と、一方で農村部では伝統的な農業中心の生計を営みながらも、開発の波がおしよせ生活状況も確実に変化しているという状況を目にした。そうした経済発展と伝統社会が共存するラオスの開発状況を研究することは、国家開発の過程と取り組み、そしてその成果を総合的に見ることのできる研究対象であると考え、同国を研究対象として選択した。また、後発開発途上国からの卒業に対する取り組みは、開発の過程と成果を見る重要な要素であると考えた。そして、ラオスは比較的、国家統計局が公表する様々な統計データや資料を得やすいことも研究上の利点であり、同国を対象とした理由の一つである。

本論文は6章で構成し、ラオスを研究対象として開発の取り組みとその成果を分析、考察し、同国が自立的発展を持続していくための課題とその解決策について提示する。第1章では、まず本論文で取り扱う開発途上国の後進性の概念について、1950年代以降多くの議論が交わされた中から、ヴァイナー、ブキャナンとエリス、ライベンシュタインらの議論を取り上げた。その共通点は、後進性または、低開発という言葉が意味することは生産額や所得といった経済的な尺度に基づくものであったということである。ライベンシュタインはそこに保健衛生や教育、女性の身分や地位、さらに住民の伝統的な制約といった社会・文化に関わる概念を加えた。欧米の研究者らの議論を踏まえ、板垣らは発展の経済学的見解と社会学的見解とは相互的なものであり、互いに補完的な共通の問題を有していると述べた。そして、その後の開発アプローチの変遷の中で、開発度合いを測る尺度に経済統計のみならず教育や保健衛生、その他の社会的指標が用いられるようになったこと、また、開発途上国の開発問題が地球規模の問題として取り上げられるようになったことから、開発の問題領域が多岐に渡るものであることを述べた。さらに、開発途上国であるが故に、開発における当事国政府の役割が重要であることに言及した。

第2章では、本論文の研究対象国であるラオス人民民主共和国の概要について述べた。まず、建国の背景と現在の政治体制について述べ、現在のラオスの始まりとされるラーンサーン王国の成立からフランス保護領時代、第2次世界大戦以後の混乱期を経て、1975年にラオス人民民主共和国の建国が宣言され、マルクス＝レーニン主義を土台とする社会主義計画経済国家の建設までの歴史的背景と現在の人民革命党による中央集権による政治体制について述べた。次に、ラオスの多様性について地理的概要、多民族性について述べ、北部、中部、南部の3地域に分けてその地域間の特徴の違いについて述べた。また、ラオスの社会経済状況について、経済、教育、保健衛生分野の統計を用いて述べた。ラオスは、2006年以降7.0%を超える経済成長率を維持しており、2015年の1人あたり国民所得は1,730ドルとなった。経済成長に伴い、輸出入額も大きく増大してはいるが、恒常的な輸入超過は改善されてい

い。財政収支もまた恒常的な歳出超過の状態であり、歳入欠陥もあり、国家運営上の重要な課題となっている。経済成長と、開発の進展により教育や保健など社会指標の改善が見られるが、都市部と農村部における開発格差が拡大しており、ラオス政府の重要課題として、格差是正の取り組みが行われている。また、ラオスの社会経済状況の開発の進展度合いを明らかにするために ASEAN 加盟諸国との比較を行った。ラオスと他の加盟国との間に開発格差は今なお存在しているが、ラオスの開発も進展しており、少しずつではあるが格差は縮小していることを確認した。

第 3 章では、現在のラオスの経済と産業構造の現状について、1. 1975 年から 1986 年までの社会主義計画経済体制期、2. 1986 年から 2000 年までの市場経済導入と開放政策期、3. 2000 年から現在に至る経済発展期の 3 つに分けて述べた。また、近年のラオス経済の成長の要因として、近隣諸国および ASEAN 域内諸国、そして東アジアおよび欧米諸国といった国際社会との関連性について明らかにした。1986 年の市場経済導入による開放政策は外国からの開発援助と外国直接投資の流入を促すこととなった。そして、水力発電と鉱物資源開発の本格化にともなう社会基盤整備の進展と、2002 年の経済特別区設置、外国投資促進法は外国企業の進出を促し、2006 年以降の高い成長率の要因となった。その要因の実証のため、1990 年から 2014 年までの GDP 額と無償資金援助の流入額、および GDP 額と外国直接投資の流入額との回帰分析を行い、明確な因果関係があったことを確認した。GDP 額の増大に伴い、貿易額も増大してきたことは統計からも明らかで、特に外国企業の進出による輸出額の増大が顕著であることを述べた。

2006 年以降ラオス経済は著しい成長を見せているが、ラオス政府は都市部と農村部との開発格差の拡大を問題視しており、両者間の開発格差是正を重要な課題として国家経済社会開発 5 ヶ年計画に加えている。第 4 章では、都市部と農村部との格差について検討するため、ラオス中部の村で実施した悉皆調査の結果を基に、農村の生活実態を明らかにした。調査結果の分析と考察から明らかになったことは、農作物の生産量が少なく、また、生産物の多くが自家消費されていることから、現金収入が少ないということであった。また、農業以外の収入源も限定的で、日雇い労働や小売、バイク修理などの低収入の職が多く、農業収入と合わせても村民の 1 人あたりの所得は約 400 ドル程度と、ラオスの 1 人あたり GNI の 4 分の 1 であった。また、保健分野についても、子どもの死亡や流産の経験世帯が多く見られ、この点においても開発の遅れが見られた。一方で、教育に対する意識が高く、識字率はラオス平均よりも高く、就学状況も良いことが明らかとなった。教育状況が良好であることから、今後所得と保健分野における状況の改善が期待される。

経済発展によって国が豊かになったとしても、国民一人一人の生活が豊かにならなければ、

国家開発の目的を果たしたことにはならない。ラオスのように民族多様性に富み、伝統的習慣や生活を重んじる国において、経済開発を優先した開発が必ずしも望まれているとは限らない。しかし、保健衛生や教育といった人間が生きていく上で必要な条件は満たされるべきであり、その地域やそこに居住する人びとに適切な形で開発が行われなければならないという点で、農村の生活実態を把握することは重要である。

第5章では、ラオス政府が国家最優先目標として掲げる後発開発途上国からの卒業問題についての検討を行った。後発開発途上国とは、国連が定義するもので「低所得で持続可能な開発に対する構造的な障害に悩まされている国々」と定義されており、本問題を検討するにあたり、多くの国が開発目標として活用しているミレニアム開発目標の達成状況を整理し、未達課題とその原因からラオスが抱える本質的な問題点を明らかにした。ラオスが目標として設定している項目のうち30項目について、2015年までに目標を達成したのが12項目、その他については未達であった。しかし、未達の18項目についても、15年間に著しい改善が見られた。そして、未達課題の原因は、開発の恩恵が国内の遠隔地を含む隅々にまで行きわたっていないことであり、資金不足と人材不足、そして、そのための仕組み作りが必要である。

第6章は、本論文の結論として、ラオスの後発開発途上国からの卒業の可能性と卒業のための解決策として政府の役割について述べた。まず、国連開発計画委員会の2015年の評価結果について、卒業要件である1人あたりGNI、HAI(人間資産指数)、EVI(経済脆弱性指数)を確認し、本評価において卒業基準を満たすことができなかったことについて述べた。そのため、ラオス政府が目標とする2020年までの卒業認定は不可能であることが明らかとなった。しかし、基準に対する充足度は着実に進歩しており、また、直近の卒業国であるモルジブ、サモア、バヌアツの事例から、ラオスが近い将来1人あたりGNIとHAIの基準達成をもって、早ければ2024年には卒業認定を受ける可能性は非常に高いと結論した。ラオスの本質的な開発課題は、1.開発計画を実施するための資金不足、2.開発計画を実施するための人材確保、3.開発の成果を国内の隅々にまで行き届かせるための仕組みづくりであり、これら3つの課題を解消する責任を負っているのは、政府であり、その重要性について強調した。

市場経済メカニズムの導入により、民間企業の存在感が増しているラオスではあるが、ミレニアム開発目標の指標や後発開発途上国卒業評価指標が示すように社会開発状況が発展途上のラオスのような開発途上国において、開発は国家の介入なしに成し遂げることは困難である。政府がその役割を適切に果たし、すべての国民が開発の恩恵を享受できるような国家開発の推進が求められる。そのためには、政府を構成する中央政府および地方政府の行政官

の能力向上と、業務執行においてその能力を適切に発揮するような環境づくりが必要である。

本論文は、ラオスを事例として開発途上国の開発状況とその成果について考察し、課題を明らかにし、課題を解決するための策を提示した。そのために、開発経済学の学問領域は広範に渡るといふ観点から、政治、地勢、歴史、民族多様性を踏まえ、経済、産業について考察を行った。また、政府が開発課題としている都市部と農村部の開発格差に関わる農村生活の実態を明らかにするために生計や教育、保健面について悉皆調査の結果を基に明らかにした。さらに、後発開発途上国からの卒業問題については、国連開発計画委員会の3年評価の結果を踏まえ、統計データおよび関連資料、さらに現在のラオスと援助ドナー機関・国で構成するラウンド・テーブル・ミーティングの議論などから独自に卒業の展望について述べた。ラオスについて総体的に考察した単著による文献は少なく、悉皆調査の結果とともに、ラオス研究の一事例として貢献できれば幸いである。

本論文はラオスを総合的な観点から考察しており、特定の分野についてのみ掘り下げるといふ手法と比較すると、問題点が大きくなりすぎ、その課題解決に対する提言も、大局的なものとなってしまった。今後の研究課題として、開発に関連する分野毎に調査研究を進める必要があると考える。

特に、以下の研究課題を挙げる。

- (1) 経済特別区の開発状況とラオス経済への貢献
- (2) ツーリズム産業のラオス経済への貢献
- (3) 教育・保健分野における取り組み状況とその成果
- (4) 都市部と農村部の開発格差是正のための取り組み状況とその成果
- (5) 政府のガバナンスの開発への貢献

さらに、ラオスはASEAN経済共同体の一員であり、近隣諸国だけでなく他の加盟国との連携についても目を向ける必要があると考える。

最後に、ラオスは後発開発途上国として分類され開発が遅れた国と認識されているが、国家の潜在力は他の東南アジア地域諸国とともに大いに発展を期待しうる国家であることを強調したい。

審査結果の要旨

(論文の主題)

ラオス政府および世界銀行、国連、アジア開発銀行等の開発指標、報告書と独自の農村調査の結果を用いてラオスの開発状況と成果について考察し、同国が抱える開発課題を明らか

にした上でその解決策を提示するとともに、ラオスの後発開発途上国からの卒業の可能性を確認することである。

(論文の概要)

本論文はラオスの開発状況と成果を考察することにより、同国の抱える開発課題を明らかにし、それを踏まえた上で後発開発途上国からの脱却の可能性を確認することを目的としており、全6章で構成している。

第1章は、本論文の研究の背景を理解するための基本的な章である。本論文で取り扱う後発開発途上国は、1950年代以降行われた多くの議論の中で、経済的意味だけでなく保健衛生や教育、女性の身分や地位、さらに社会と文化に至るまで、その概念の範囲が拡大していったことを述べている。また、欧米の研究者らの議論を踏まえ、経済発展における経済的要因と社会的要因は相互的であること、近年の開発度合いを測る尺度が経済統計のみならず教育や保健衛生などの非経済的尺度をも含むようになってきたことを説明している。さらに、アジア・アフリカの多くの国々は後発開発途上国であるが故に、経済発展における政府の役割と開発運営管理能力が重要であることを強調している。

第2章では、本論文の研究対象国であるラオス人民民主共和国の概要として、①現在のラオスの始まりとされるラーンサーン王国の成立からフランス保護領時代、②第2次世界大戦以後の混乱期、③1975年のマルクス＝レーニン主義を土台とする社会主義計画経済国家、ラオス人民民主共和国の建国までの道のりと④現在の人民革命党主導の中央集権による政治体制成立までを述べている。国家経済社会開発5ヶ年計画と改革の結果、ラオスは、2006年以降7.0%を超える経済成長率を維持しており、2015年の1人あたり国民所得は1,730ドルに増加したこと、教育や保健など社会指標は改善が見られるが、都市部と農村部における開発格差が拡大していることなどを指摘している。

第3章では、現在のラオスの経済と産業構造変化について、①1975年から1986年までの社会主義計画経済体制期、②1986年から2000年までの市場経済導入と開放政策期、③2000年から現在に至る経済発展期と3つに分けて述べている。特に、1986年の市場経済導入と開放政策は、外国からの開発援助と直接投資の流入を促すことになり、水力発電と鉱物資源開発の本格化に伴うインフラ整備の進展、2002年の経済特別区設置、外国投資促進法の設置などを実現し、これらが2006年以降の高い成長率の要因となったことを明確にしている。加えて、1990年から2014年までの期間において、無償資金援助・外国直接投資・貿易額とGDP額との間に、明らかな統計上の相関関係があることを確認し、特に外国企業の進出による輸出額の増大が順調であることも指摘している。

第4章では、農村部の社会経済状態を検討するため、ラオス中部カムアン県ターケーキ郡の人口1,101人のタム村を調査対象村として選び、全196世帯を対象とし調査を行った結果、村では農作物の生産量が少なく、また生産物の多くが自家消費されていることから現金収入が少ないこと、農業以外の収入源も限定的で、日雇い労働や小売、バイク修理などの低収入の職が多く農業収入と合わせても村民の1人あたりの年間所得は約400ドル程度と、ラオス全体の平均1人あたり国民所得の4分の1であることを明らかにしている。加えて、保健分野についても、子どもの死亡や流産の経験がある世帯が多く見られ、改善が遅れているが、一方で村では教育に対する意識が高く、識字率はラオス平均よりも高いことが確認できたことから、今後の所得と保健分野の改善が期待できることを指摘している。

第5章では、ラオスの国家最優先目標である後発開発途上国からの卒業問題について検討を行っている。後発開発途上国とは、国連が定義するもので「低所得が主な原因で持続可能な経済成長に対する構造的な障害に悩まされている国々」と定義されている。本問題を検討するにあたり、多くの国が開発目標として活用しているUNDPのミレニアム開発目標(MDGs)の達成状況を確認した結果、ラオスの未達成課題の原因は開発の恩恵が遠隔地を含む国内の隅々にまで行きわたっていないことであり、資金と人材、そしてそのための仕組み作りが必要であることを明らかにしている。

第6章では、前章までで確認できたラオスの経済、政治、社会の現状および多くの国際機関からの支援状況を踏まえた上で、国連開発計画委員会の卒業評価要件である1人あたりの所得(GNI)、人間資産指数(HAI)、経済脆弱性指数(EVI)を確認した結果、ラオス政府が目標とする2020年までの卒業認定は不可能であることを明らかにしている。しかし、直近の卒業国であるモルジブ、サモア、バヌアツの事例から、ラオスが近い将来1人あたりGNIとHAIの2つの基準達成をもって、早ければ2024年には卒業認定を受ける可能性は非常に高いと指摘している。加えて、ラオスの本質的な開発課題は、①開発計画を実施するための資金不足問題解決、②開発計画を実施するための人材確保、③開発の成果を国の隅々にまで行き届かせるための仕組みづくりの3つであり、これらの課題を解決する責任を負っているのは、政府であると結論付けている。

(論文の評価)

本論文の評価として、①「ラオスの開発状況と成果について考察することにより、抱えている開発課題を確認した上で解決策を提示し、ラオスの後発開発途上国からの卒業に対する可能性を明らかにする」という論旨が明らかで、論文の章・節の流れと内容から論証も適切であること、②本論文の研究テーマに対し、学術論文や、ラオス政府、東南アジア経済研究

所、アジア開発銀行、国連開発計画、世界銀行等の報告書と資料および独自の農村調査資料をベースにすることにより、専攻分野及び関連分野にも広い視野を持っていることが明らかであること、③今日のラオスにおける開発問題に対する研究は、統計資料と独自の調査結果を用いて解明する研究が比較的になく、数量的分析が欠けているのに対し、本論文では信頼性の高い複数の国際機関の資料を基にした統計分析や独自の現地調査結果を用いて分析しているため、資料が広範に収集され、独自性があること、④アセアン諸国での長い体験と豊富な知識及び日本国際協力機構のラオスの派遣専門家としての2年間の経験を基に、ラオスの後発開発途上国からの卒業の可能性の確認と実現可能な対策を提案していることは今までに例のない研究成果であり、専攻分野および関連分野の優れた先行研究と同等の水準に達していること等が挙げられる。

以上の理由により、博士学位論文審査の評価を（可、不可の選択において）可と判断した。

学位論文審査委員

主査 熊本学園大学教授 マング・マンガ・ルイン

副査 熊本学園大学教授 田中 利彦

副査 熊本学園大学教授 山内 良一

氏名（本籍）	渡邊 正隆（高知県）
学位の種類	博士（文学）
学位記番号	博（甲）文学 第5号
学位授与の日付	平成29年9月21日
学位授与の要件	学位規則第20条第1項該当
学位論文題目	英語学習動機づけに関わる教師要因 —高校の現場から—
論文審査委員	（主査） 熊本学園大学教授 林 日出男 （副査） 熊本学園大学教授 神本 忠光 （副査） 熊本学園大学教授 向井久美子

内容の要旨

本研究は日本人学習者（高校生）の英語学習に対する動機づけの向上・低下に関わる教師要因について調査・分析を行ったものである。

研究初期段階では、学習者の英語学習における低動機状態に焦点を当て、英語学習動機減退に陥った時期と、どのような理由で英語学習に対して動機減退が起こったのかを探查することによって、英語学習に影響を及ぼすと考えられる動機づけ要因について調べた。その結果、英語学習に対して動機減退が生じる時期は、中学2年生と回答した学習者が多く、さらに、この学年で英語学習を難しいと認識し、興味・関心も減少する傾向が見られた。その背景には、英語教師の指導や接し方が何らかの影響を及ぼしていると推測される。つまり、教師要因は英語学習に対して、肯定的にも否定的にもなり得ることが明らかになった。この研究が端緒となり、高校生の英語学習における学習者の動機減退に関わる原因と、それに関わる教師要因を理論的、および質的・量的研究を用いて検証し、教育的な示唆を導き出す。

本研究では英語学習動機づけに関わる外的要因の1つと考えられる教師要因に注目し、次の3点の課題について調査を行いそれぞれの章で検証した。

- (1) 高校生の英語学習意欲に関わる教師要因
- (2) 英語学習意欲に影響を与える教師のコミュニケーション行動
- (3) 教師の動機づけ方略の効果

最初に、課題(1)の高校生の英語学習意欲に関わる教師要因については、本研究の柱になる動機づけの理論的背景や、先行研究の概観を行った。先行研究から得られた知見として、心理学分野における動機づけ理論である自己決定理論を基盤とした研究からは、教室環境における学習者の動機づけ現象を理論的な見地から検討し、実証的な方法を通して学習者の動機づけの妥当性の検証を行うことが可能であるとわかった。併せて、本研究の前段階に当たる、日本人高校生を対象に英語学習意欲に関わる調査を行った、渡辺(2012, 第2・3・4章)の研究概要を再検討し、本研究への導入を行った。

また、英語学習における低動機状態が現れる過程において、様々な動機減退要因の影響を想定・推測することができる。特に、動機減退要因には、直接・間接的に教師の影響が関連していると考えられる。そして、学習者の動機づけを高めると想定される動機づけ方略の研究に示された効果を鑑みると、そこから得られる教育的示唆、ならびにより効果的な方略に関する提言が可能である。

学習者の英語授業活動において、直接的な動機づけ向上に関わる教師の行動とされる、動機づけ方略研究について先行研究を概観し、英語学習に関する動機づけ方略についての示唆を得ることを目的とする。現在、このような動機づけ方略に関する研究は、多様な方略が選定されているが、選定だけに留まるのではなく、今後、動機づけ方略の効果的な活用について検証していく必要が求められている点について考える。

次に、課題(2)である英語学習意欲に影響を与える教師のコミュニケーション行動については、英語授業における教師・学習者間のコミュニケーション行動に焦点を当て、学習意欲に関係があると考えられる、教師の言語的・非言語的親近性行動に対する、教師への信頼性と、学習姿勢および学習努力との関係について、男子・女子学習者を比較することで、教室環境における有効的なコミュニケーション行動について考える。その結果、男子・女子学習者とも教師の非言語的親近性行動より、「学習者をよく褒める」「親しみを持って話しかけてくれる」というような、教師の言語的親近性行動を伴ったコミュニケーション行動を英語学習意欲に効果的であると認識し、さらに、女子学習者の方が男子学習者より、教師の親近性行動の影響を受けやすく、特に言語的親近性行動の影響を受けやすいことが明らかになった。この結果から、英語教師は授業を教授する場合、非言語的親近性行動より言語的親近性行動を伴った指導を心がけることが動機づけ向上には効果的であり、特に、女子学習者には男子学習者以上に、声掛けを伴った指導を積極的に行うことの重要性を述べた。

最後に、課題(3)である、教師の動機づけ方略の効果検証については、まず、過去の研究での同方略尺度項目に基づき質問紙を作成し、高校生を対象に調査を実施した。因子分析の結果、「生徒の立場の尊重」「授業内容の工夫」「目標とその達成法の明示」という三因子が抽

出された。それらを動機づけ 3 方略群と考え、それぞれについて高校生から生の声を聞き、分類し、元の項目と比較した。その結果、テスト対策に向けた英語学習や、大学入試に関わる指導などが、高校生にとって動機づけ向上に関わる方略として重要なものであることが新たに分かった。このような傾向は、英語を教科として捉えている日本の英語教育独特のものであることを指摘した。

続いて、動機づけ 3 方略について、高校生の肯定・否定回答を基に理論的考察を行った。これらの動機づけ方略は、心理学的な動機づけの枠組みに沿ったものであることがわかった。したがって、今回の研究結果である動機づけ 3 方略は、心理学的な理論からも説明できることが明かになった。

審査結果の要旨

(論文の主題)

本研究は、日本人の高校生の英語学習動機づけに関与する教師要因を検証することを主題とするものである。具体的には、(1) そのような動機づけ関与教師要因となり得るものを文献から明らかにする、(2) その中で特に重要な教師要因と考えられる「教師のコミュニケーション行動」が学習者の動機づけに与える影響を実験研究により検証する、(3) もうひとつ重要な教師要因と考えられる「動機づけ方略」が学習者に与える影響を実験研究により検証するものである。更に上記(3)では、数値データの分析による量的研究と、口述面接による質的研究とを行う。

(論文の概要)

高校生の英語学習動機づけに関与する教師要因(第1章)については、過去の心理学分野および外国語習得分野の研究から、「統合的動機づけ」を主要因とする Gardner 理論(Gardner, 1985 など)、「内発的・外発的動機づけ」を基本的枠組みとする自己決定理論(Deci & Ryan, 1985 など)、外的要因により意欲を落とす「動機減退」現象(Gorham & Christophel, 1992 など)、「教師の不適切行動」(Kearney, Plax, Hays, & Ivey, 1991 など)、「接近的なコミュニケーション行動」(Richmond, McCrosky, & Payne, 1991 など)、「圧力的行動法」(Richmond, 1990 など)、「動機づけ方略」(Dörnyei & Csizér, 1998 など)等を取り上げ、これらに関わる教師の言動が、高校生の英語学習意欲に直接的・間接的に影響を与えたと考えられることを確認した。

「教師のコミュニケーション行動」の影響を取り上げた最初の研究(第2章)では、授業

での「言語的・非言語的親近性行動」が学習者の学習姿勢にどのような影響を与えるかを、501名の高校生への質問紙調査結果から検証した。その結果、非言語的親近性行動よりも言語的親近性行動が高校生の学習姿勢に強く影響すること、女子の方が教員の親近性行動の影響を受けやすいこと、教師の信頼性への影響は大きい、高校生の授業や学習への姿勢および学習努力へは影響が少ないこと、そして非言語的親近性行動は学習努力に弱いマイナス影響のあること、がわかった。

続いて行った「動機づけ方略」の影響についての検証（第3章）では、過去の研究での同方略尺度項目を基に29項目からなる質問紙を作成し、485名の高校生への調査およびその結果分析を実施した（研究1）。因子分析によりこれらが「生徒の立場の尊重」「授業内容の工夫」「目標とその達成法の明示」という三因子で構成されていることが分かり、それを基に以下の分析を進めた。その結果、「生徒の立場の尊重」方略群、次いで「目標とその達成法の明示」方略群の効果が高く、「授業内容の工夫」方略群が最も低効果であることが分かった。特に最初の二つは高自律学生群で効果が高く、また最後の「授業内容の工夫」群は低自律学生群で特に効果が低かった。学習者との人間関係を良好にしようとする方略が、科目指導方法の改善方略より有効という解釈が出来た。

更に個別の項目を比較した結果（研究2）、「生徒と良い人間関係を築いてくれる」という人間関係構築方略と「試験問題を前もって教えてくれる」という目標明示方略が特に高効果であるのに対し、「個人成績をグラフなどで教えてくれる」という管理的方略が特に低効果であることが分かった。そして、動機づけ状態の特徴により対象者全体をグループ化するクラスター分析（研究3）から、中自律度群学習者は、教師の動機づけ方略に好反応するグループとそれとは逆の反応をするグループとに分かれることが分かった。

続いて上記「動機づけ方略」の三群について、高校生の生の声を聴くことを目的とし、面接調査による質的研究を行った（第4章）。高校3年生71名への自由記述調査を行い、肯定・否定効果の顕著な回答のあった8名に面接調査を行った。各協力者が動機づけ三方略群について述べた内容をカテゴリー化した結果、「生徒の立場の尊重」方略群は7カテゴリーに、「授業内容の工夫」方略群は13カテゴリーに、「目標とその達成法の明示」方略群は5カテゴリーに分類できた。過去の研究文献を基に作成した元の29項目と比較した結果（考察1）、ほとんどの内容で一致が見られた一方で、「テスト対策の実施」という内容が好ましい「生徒の立場の尊重」方略および「授業内容の工夫」方略のひとつとして高校生の生の声に現れた点で、その含まれていない29項目と異なりを見せた。テストへの対策を教師が行ってくれることを、「生徒の立場の尊重」「授業内容の工夫」と受け止めている点が、対象となった高校生を特徴づけていることが分かった。これを基に、テスト中心指導の語学教育上の問題点

を論じている。

また、三方略群に反する行動を教師が取ったために意欲を落としたことを口述させた結果からは、プラス効果とは逆の現象がそこに起きることが明らかになった。

最後に、これら「動機づけ方略」三群についての高校生の具体的口述を基に、各方略群が心理学上の諸理論と合致するかどうかを考察した（考察2）。「生徒の立場の尊重」方略の効果は主に自己決定理論で言われる「(有能感・自律性・関係性という) 基本的欲求の充足」で説明されるものであること、「授業内容の工夫」方略は同じく主に自己決定理論での「内発的動機づけ」を高める工夫という説明ができること、そして「目標とその達成法の明示」方略の効果は、目標達成理論での「明確な目標設定」、「足場かけ」および、「最適の挑戦」による効果と説明できることを述べている。これにより、本論文で見つかった「動機づけ方略」3群が理論的にも妥当なものであることが立証できた。

(論文の評価)

本研究は、英語学習動機づけというテーマを多くの文献に基づき概観することから始まり、そこから教師要因という問題に焦点を絞り、高校生への質問紙調査およびその後の面接調査という実証的手法により検証を行い、最後に文献へ立ち返り、結果を理論的見地から考察しているものである。広大なテーマを「高校生」「教師要因」というキーワードで絞り込んだこと、実証的データを適切な統計分析により解析したこと、それに面接調査による質的分析を加えたこと、そしてその結果を更に文献と取らせ合わせて妥当なものと証明していることなどにより、高い説得力を備えた論文であると言える。そこから生まれた動機づけ方略の三群は、高校生の生の声を反省させている点で、これまでの同様の研究を超えるものである。特に、それにより明らかになったテスト対策方略の動機づけ上の有効性という点は目新しい結果であり、その英語習得上の正否は今後の議論につながるものである。本論文は、綿密な研究手順により結果を導き、従来のこの分野の研究に見られなかった視点を提供するに至ったものであり、著者へ博士の学位を授与するに足るものであると審査委員会は判断する。

学位論文審査委員

主査 熊本学園大学教授 林 日出男

副査 熊本学園大学教授 神本 忠光

副査 熊本学園大学教授 向井久美子

博士学位論文

内容の要旨および審査結果の要旨

第 16 号

平成 29 年 12 月 1 日 発行

発行 熊本学園大学

編集 熊本学園大学大学院事務室
〒862-8680

熊本市中央区大江 2 丁目 5 番 1 号

電話番号 096 (364) 5161